

# 農福連携 PR 動画制作等業務委託に係る提案競技実施要領

## 1 名称

農福連携 PR 動画制作等業務委託

## 2 目的

農福連携に取り組む農家及び福祉事業所を増やすため、市内の農福連携事例を福岡市内の農家、福祉事業所及び市民へ PR する動画の制作及び情報発信を行うもの。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 総事業費

1,160 千円（上限額、消費税及び地方消費税相当額含む。）

## 5 委託内容

「基本仕様書」のとおり

## 6 企画提案内容

- (1) 「基本仕様書」 資料1のとおり
- (2) 「企画提案書作成要領」 資料2のとおり
- (3) 「評価基準表」 資料3のとおり
- (4) 資料1から資料3まで及び「13 企画提案書等の提出」を基に企画提案書を作成すること。

## 7 特記事項

- (1) 本業務で利用する写真や動画などに関する著作権や肖像権等の権利関係については、提案者において処理することを前提に提案すること。
- (2) 「5 委託内容」を実施するために必要な経費は、全て「4 総事業費」に含まれるものとして見積書に記載すること。
- (3) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。

## 8 スケジュール

- |            |               |
|------------|---------------|
| (1) 募集開始   | 令和6年11月21日（木） |
| (2) 質問締切   | 令和6年11月28日（木） |
| (3) 申込締切   | 令和6年12月5日（木）  |
| (4) 参加辞退締切 | 令和6年12月9日（月）  |
| (5) 提案締切   | 令和6年12月11日（水） |

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| (6) プレゼンテーション | 令和6年12月16日(月)もしくは12月18日(水) |
| (7) 事業者決定     | 令和6年12月中旬                  |
| (8) 契約締結      | 令和6年12月中旬                  |

## 9 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。  
※措置要領はこちらから確認できます。  
[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 10 質問

提案にあたり疑義が生じた場合は、令和6年11月28日(木)17時までに、提案競技質問書(様式2)に記載の上、Eメールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。質問への回答は、受付後、原則3営業日以内に福岡市ホームページに掲載予定。

- (1) 質問提出先:「21 問い合わせ・提出先」まで

(2) 回答の掲載場所

福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等

## II 参加申込

参加資格を確認し、提案書審査の時間を設定するために、下記のとおり参加を申し込むこと。

(1) 参加申込書の提出期限・提出方法

令和6年12月5日（木）17時までに、郵送（必着）または持参すること。

(2) 郵送・持参先

「21 問い合わせ・提出先」

(3) 提出書類

下記①～⑧の書類（②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本）を提出してください（各1部）。なお、「令和4・5・6年度 福岡市・水道局・交通局 競争入札有資格者名簿」に登録されている場合は、②～⑧の提出は不要です。

① 提案競技参加申請書（様式1）

② 登記事項証明書

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出（履歴事項全部証明書でも可）

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する事業者については、福岡市発行の納税証明のうち、「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出

注2) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択ください（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑤ 委任状（様式1-2）

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第1-2号により委任状を作成して提出してください。

⑥ 誓約書（様式1-3）

注1) 代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用してください。

⑦ 役員名簿（様式1-4）

注1) 代表者及び役員（⑤の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入してください。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することになります。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいいます（監査役、監事、事務局長は含まない。）。

⑧ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出

## 12 参加辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり参加辞退届（様式 3）を提出すること。

### (1) 提出期限・提出方法

令和 6 年 12 月 9 日（月）17 時までに、郵送（必着）または持参すること。

### (2) 郵送・持参先

「21 問い合わせ・提出先」まで

## 13 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和 6 年 12 月 11 日（水）17 時まで

### (2) 提出物

#### ① 企画提案書、見積書 正本 1 部、副本 6 部

・書式は自由、A4 横サイズ、横書き、表紙、目次、見積書を除き 15 ページ以内、ページ番号を記入、片面印刷

・見積書の事業者名は無記名とし、押印も不要

※ 全体に渡って事業者名がわからないようにすること。

#### ② 事業者名を記載し、代表者印を押印した見積書（①の見積書とは別） 1 部

### (3) 提出方法、郵送・持参先

「21 問い合わせ・提出先」まで、(2)①②は郵送（必着）または持参すること。

### (4) その他

プレゼンテーションは提出された企画提案書をもとに行うこと。その際、スクリーン、プロジェクターが必要な場合は企画提案書の提出時に申し出ること。

## 14 選考

### (1) 一次審査

応募者が多数の場合（7 社以上）は、提出書類を基に書類審査を行い、プレゼンテーション対象者を 5 社程度に選抜する。一次審査を実施する場合は、その旨を事前に連絡する。また、一次審査の結果及びプレゼンテーション参加対象者への連絡も別途行う。

### (2) プレゼンテーション

プレゼンテーション参加対象者のプレゼンテーション（提案内容の説明及びヒアリング）を以下のとおり行う。詳細な日時・場所は、後日、参加事業者にも E メールで通知する。

① 日時：令和 6 年 12 月 16 日（月）もしくは令和 6 年 12 月 18 日（水）

② 場所：福岡市役所内会議室

※ 日時・場所は参加事業者にも別途連絡する。

③ 説明：時間は 20 分（説明 15 分・質疑応答 5 分）。※出席者は 1 団体 2 名まで

④ 審議：市が設置する選考委員会で提案の内容を審議し、最も優秀な案を選考する。

⑤ 決定通知：令和 6 年 12 月中旬

- (3) 選考委員会の審議に付す事項(以下の事項を総合的に審議し、最優秀案を選考します。)  
資料 3「評価基準表」のとおり  
※総合点が、6 割(60 点)未満の場合、最優秀案とはしない。  
※最高得点者が複数のときは、資料 3「評価基準表」に示す「動画の企画・構成」の合計点が最も高い者を契約相手方候補とする。

## 15 提出書類の取扱い

- (1) 事業提案書提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類等は返却しない。提出書類等は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。
- (4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがある。

## 16 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。

## 17 契約

選考委員会での審議に基づき、最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を定める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。契約締結に至らない場合は、次点の者と協議を行う。

## 18 委託における著作権等の取扱い

- (1) 本委託で受注者において制作し納品された成果物(以下「成果物」という。)に係る著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)は、福岡市に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、本委託の遂行(成果物を含む)に当たり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 発注者は、成果物を、SNS 投稿以外の福岡市が実施する啓発事業等において活用できるとし、成果物の利用に際しては以下のとおりとする。
- ① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
  - ② 発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
  - ③ 発注者が「2 目的」の実現のために成果物を改変するときは、受注者はその改変に同意する。

## 19 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しない。
- (3) この資料を、他の目的のために使用することは禁止する。

## 20 添付資料

- (1) 基本仕様書
- (2) 企画提案書作成要領
- (3) 評価基準表
- (4) 様式
  - (様式 1) 提案競技参加申請書
  - (様式 1-2) 委任状
  - (様式 1-3) 誓約書
  - (様式 1-4) 役員名簿
  - (様式 2) 提案競技質問書
  - (様式 3) 参加辞退届

## 21 問い合わせ・提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 14 階  
福岡市農林水産局総務農林部イノシシ等地域営農対策担当 担当：諸石、中元  
Eメール：[einou.AFFB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:einou.AFFB@city.fukuoka.lg.jp)  
電話番号：092-711-4852（農業振興課内）